



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等尙くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること
 は凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は留意なく質問あらん事を望む

通牒

無軌條電車運輸營業の件通牒

(昭和二年一月二十一日内務省兵士第九
 二號各府縣知事宛内務省土木局長通牒)

道路上ニ於テ無軌條電車ヲ運轉シ運輸事業ノ經營ヲ出願
 スルモノアルトキハ明治四年十二月太政官布告第六四八號
 ノ規定ニ依リ當省大臣ニ稟伺ノ上左記ニ依リ御處理相成度

記

一 無軌條電車ヲ運轉スル道路ノ管理者ノ意見ヲ徵スルコト

二 無軌條電車運轉ノ爲ニスル電柱其ノ他ノ工作物カ道路交通ヲ妨ケサル方法ヲ選ハシムルコト

三 運轉スル道路ノ狀況ヲ調査シ運轉ノ爲必要ヲ生スル道路橋梁工事又ハ道路ノ占用ニ付テハ期限ヲ指定シテ道路管理者ノ許可ヲ受クヘキコトヲ命令スルコト

四 國又ハ公共團體ニ於テ必要アルトキハ買收ニ應スヘキコトヲ命令スルコト

五 前二號ノ外必要ナル事項ニ關シテハ命令書ヲ下付スルコト

質疑應答

問 國有道路敷となす目的を以てなす埋立工事は公有水面埋立法の規定に依り處理すべきものなるや又は土木工事取締其の他の規定に依り處理すべきものなるや
 (徳島土木研究會)

答 道路管理者が道路敷地を取得する方法は、道路法の直接に規

定する所では無いが、一般土地所有権取得の方法に依ることを要するのであつて、道路敷地とする目的を以てする水面の埋立は當然公有水面埋立法の規定に依ることを要するのである、而して現行法上公有水面の埋立であつて埋立法に依らざる埋立は、耕地整理法に依る一定の埋立、都市計畫法に依る一定の埋立の二つだけであるから、此の二者に該當せない道路敷地と爲す埋立は如何なる場合に於ても公有水面埋立法に依らなければならぬ。(幹事 田中好)

問 個人出願埋立の目的が道路及宅地なる場合其の免許料は宅地となる部分の面積に對し徵收し道路敷となる部分に對しては徵收せざることに取扱可然哉(徳島土木 研究會)

答 免許料に關する公有水面埋立法施行令第十六條は、埋立の免許を受けたるものに歸屬すべき埋立地に對し 免許料を徵收すべきことを規定するが故に、假令道路法に所謂道路に歸屬するものでなつても、道路法は其の敷地の私所有權の存在を許してゐるから、道路敷地にして國有にするときは當然免許料は免除されるが、埋立人の所有に歸屬する道路敷地に對しては 當然免許料を徵收することを要するのである。(幹事 田中好)

問 道路法第三十九條中「利益ヲ受クル限度」とは其の

法 令

道路に關する工事施行の年度内に受くる利益に對する意味なるや、又は何十年來其の道路を使用して利益を受けつゝあるものに對しては、既往に溯り將來を豫測し其の受くべき利益を積算して負擔の標準と爲すことを得るものなりや

(秋田縣 旭川村役場)

答 質問の事項は餘程六ヶ敷い問題であつて、道路工事に因つて受くる利益は獨り物質的利益に止まらず精神的利益も包含するのであつて、後者の利益を判定することは頗る困難である、故に法の運用に當つては物質的利益を標準として利益を算定するのが普通である。従つて其の物質的利益は必ずしも工事施行年度中に受くるものに限るべきでなく、將來の利益を算定して差支ないのであるが、質問題旨の如く工事施行前に屬する既往の利益を標準として將來の利益を豫測するのは、道路工事の施行と利益の發生が因果關係を有することを忘れた標準と爲る批難を免れない、即ち所謂利益は道路工事に因つて新たに發生したものでなければならぬ、又所謂物質的利益の判斷も困難であるから普通に道路工事に因つて沿道土地の價格が騰貴した場合に、其の騰貴價格を標準として賦課するのが適當である。(幹事 田中好)

問 法第三十九條中「工事の費用の一部」とは工事費に對し幾割位を適當と認めらるゝものなるや。(秋田縣 旭川村役場)

答 工事の費用の幾割を負担せしむるを適當とするかは、道路工事の種類及性質に依つて一様ではないが一般に行はれてゐる實例に依れば、道路の新設改築の場合に工事費の二分の一、道路舗裝の場合に工事費の三分の一位が多數の實例である、その詳細は本法七卷一號の附録を参照されたい。(幹事 田中好)

問 受益者負擔金を賦課するには監督官廳の認可を要するや。(秋田縣 旭川村役場)

答 道路法第五十二條の規定によつて認可を受くることを必要とするが、大正九年内務省令第六號の規定に依つて、一定の標準に就て監督官廳の認可を受け、其の認可を受けた標準の範圍内に於て特定人に賦課する場合は認可を受くることを要しないのである。(幹事 田中好)

問 受益者負擔金は町村税の如く強制執行に依り徴收し得るや。(秋田縣 旭川村役場)

答 受益者負擔金は町村税の如きものと全然其の性質を異にしてゐるから、其の徴收方法の如きは町村制等の規定に依るべきで

なく、道路法第五十五條の規定に依り國稅滯納處分の例に依り徴收すべきものである。(幹事 田中好)

問 道路法第二十四條の報告に依り許可又は承認を受けたるものが道路工事を爲す場合に起業者となりて土地收用法を適用し得るや。(徳島縣 土木課)

答 道路法第二十四條の規定に依り許可又は承認を得たる者は本來有せざる道路工事の執行權を附與されるのであつて、この權限を附與せられたる者は、其の工事を執行し得ると俱に反面に於てはその工事を執行せざるべからざる義務を負担するのであるから、この附與されたる權利を行使し義務を履行する爲に要する土地の取得は、土地收用法第一條、第二條の規定に該當する事業に要する土地の取得となる、或は道路法第二十四條の規定に依りて受けたる道路工事の執行權は、道路工事の起業者となるに非ずして、道路工事の執行といふ單なる事實行爲を許容せらるゝに止まるか故に、土地收用法の適用がないといふ論者なきに非ざれども道路法第二十四條の規定によりて受けたる權利者は單なる工事の請負人となるのではないのであるから此説は何等根據の無い説である。(囑 託 淺香小兵衛)

問 河川工事に因りて必要を生じたる道路工事の執行は
道路工事執行令の規定に依り執行するを要するや

(埼玉縣生)

答 道路法第二十二條の規定に依り道路管理者が、河川工事に
因りて必要を生じた道路工事の執行を命令した場合の道路工事は
法上の道路工事ではあるが、その工事を如何なる手段に依つて執
行するや否やと言ふことは、受命者の何人たるを問はずその其の
人の自由である蓋し道路工事執行令を制定するの必要ある所以
は、道路管理者の工事執行方法を統制せむとする趣旨であつて、
道路管理者の權限行使の統一を目的としてあるものであるから、
受命者が道路工事を執行するときは同省令に依るべきでない。

(幹中好事)

大行天皇奉悼歌

文學博士 芳賀矢一 作曲
東京音 樂學 校

♩ = 66.

一ニヒレフシタアオツチニ
二おほはみはふりのけふのひに
イノリシマコトイレラレズ
ながるるなみだはてもなし
ヒイツルクニノクニクミ
きさらぎのそらはあさみ
アヤメモワカヌヤミヂユク
さむかぜいとどみにはしむ